

岩手県告示第841号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成25年11月19日から同年12月10日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市音部第4地割88番地先水面
- (2) 区域 音部漁港の既設防波堤の突端にある基準点を基点とし、基点から228度15分28秒 43.31メートルの点を1点とし、1点から57度8分53秒 42.64メートルの点を2点とし、2点から147度8分53秒 11.30メートルの点を3点とし、3点から237度8分53秒 46.57メートルの点を4点とし、4点から258度56分13秒 0.55メートルの点を5点とし、1から5まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 507.63平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおりに。
- (3) 面積 34,129.94平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成30年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。